≪84期 年間重点事項≫

1. 2025年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下

•強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機 (クレーン・車輛系) 災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機 (クレーン・車輛系) 災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検 、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化(落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施)
 - ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施

(2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康 KY による健康状態把握と適正配置の実施(空調服着用・初期対応・救急要請のハール厳守)
- ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取 (熱中症対策の環境整備)
- ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
 - ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地 KY、ひとり KY』 実践の定着
 - ② 適切な指揮系統(安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等)による安全管理の強化
 - ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
 - ④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理

(4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

- ① 残業時間抑制(4週8休)による心身の健康確保
- ② 「健康経営盲言」に基づく快適な職場環境の整備(業務時間内禁煙・女性用)ルの設置等)
- ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認
- ④ 法令違反の防止(法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底)

≪年間スローガン≫

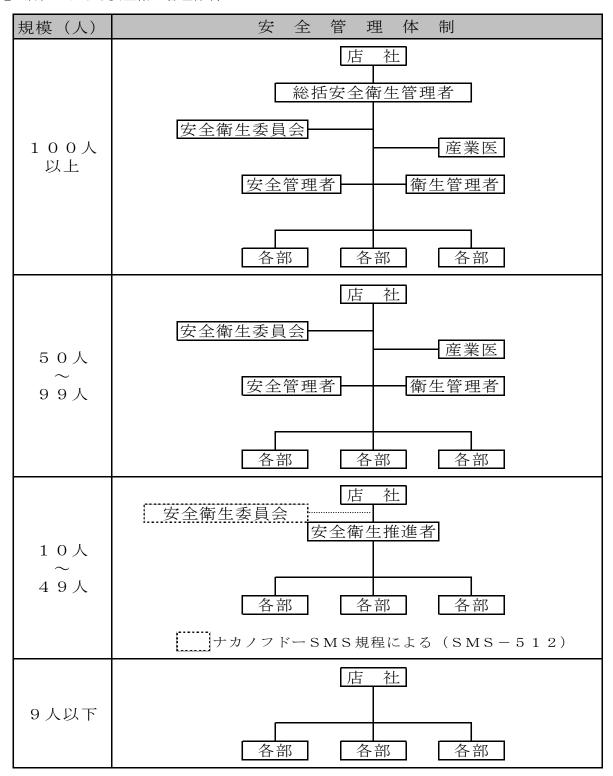
安全 : 養おう「見る目」と「気付く目」「予知する目」みんなで守る仲間の安全

環境 : 分別・抑制・リサイクル 捨てない努力と出さない工夫

みんなで実践エコ活動 未来に届けSDGs

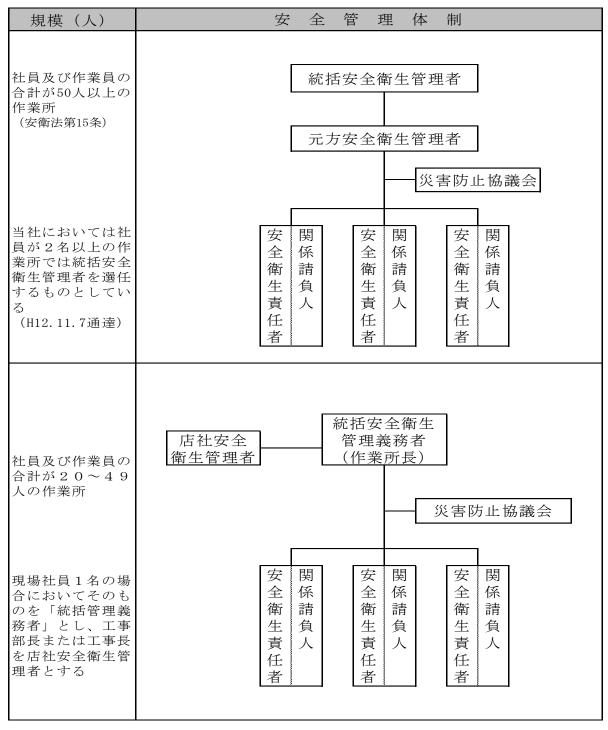
4月) 安全衛生管理体制の確立

① 店社における安全衛生管理体制



※安全管理者は講習受講者、衛生管理者は資格保持者

②作業所における安全衛生管理体制



- ※1 関係請負人の安全衛生責任者とは、協力会社の職長が「職長・安全衛生責任者教育」講習を 受講して兼務してもよい。
- ※2 職務については「協力会社 安全衛生管理基準」 P3を参照のこと。

③協力会社の安全衛生管理体制の確立

工事部長、工事長、安全(品質)環境室長、作業所長は、協力会社の店社及び作業所における安全 衛生管理体制及び施工体制(再下請編成等)の整備について指導を行う。 ④作業所の安全衛生管理計画の作成と周知

作業所長は、設定した作業所の安全衛生目標の達成のために、安全衛生管理計画を作成し、実施 内容、スケジュール、実施責任者、安全衛生行事等について明確にし、建設工事従事者及びその他 の関係者並びに施工する工事に関係する店社の社員に周知する。

また、定期的に達成度合いを確認し、目標達成の活動を行う。

- ⑤工事着手前の施工計画事前検討会開催による、特定危険工事他作業計画の確認
- ⑥作業手順書の作成とリスクアセスメントの実施(リスク低減措置の特定、実施を含む) 作業所長は、協力会社に担当する工事の作業手順書を作業所の特性を考慮し作成させる。また、 作業手順書に基づきリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を作業員全員に確実に実施さ せる。
- ⑦期初の業務集中と安全衛生管理体制の未整備、安全管理の不備による労働災害防止の徹底を図る。
- ⑧過重労働による過労死、メンタルヘルス不全(うつ病、統合失調症、不安障害等)に注意する。
 - ・36 協定時間の厳守(作業所長は特別条項の書面作成と、協定時間を越えない工夫をする。) 84 期の月間残業時間 原則: **月 45 時間以内**、且つ**年間 360 時間以内**
 - ⑦ 年間残業時間 720 時間未満
 - □ 単月残業時間 100 時間未満
 - 2~6 か月間の平均残業時間が全て80時間以内
 - □ 残業が月45時間以内を年間で6回以上

※特別条項を発動する場合は、法令内容の全基準(上記の~□)を遵守すること

- ・計画的な有給休暇の取得(工事部長、工事長、作業所長と打合せておく)
- ・時間外労働時間が100時間を越えた場合または、2ヶ月の平均で80時間を越える場合や、 休日・夜間・変則勤務が多い場合等は産業医又は専門医の面談を受ける。 (工事部長、工事長、作業所長は部下の残業時間等の管理を行う。)
- ・作業所長は、4週8休を推進し、更なる時短の取組を行う。
- ・工事竣工後の取得ではなく、工事期間中の取得を検討する。
- ⑨熱中症対策の準備を開始する。